



島根県報

平成17年 6 月 3 日 (金)
 第 1,680 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

告 示

公印の印影等 (総 務 課) 2

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく指 (消 防 防 災 課) 6

定地方公共機関の指定

一般廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧 (廃 棄 物 対 策 課) 6

産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧 (") 7

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 7

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 害 者 福 祉 課) 8

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (") 8

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 8

土地改良事業変更施行の同意 (") 9

保安林の指定 (5 件) (森 林 整 備 課) 10

解除予定保安林 (") 12

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 12

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経 営 支 援 課) 12

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指 (労 働 政 策 課) 13

定

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 14

道路の供用開始 (") 14

島根県文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正 (文 化 財 課) 15

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件) (環 境 生 活 総 務 課) 15

平成17年度調理師試験の実施 (健 康 推 進 課) 16

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 18

教委規則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則 (高 校 教 育 課) 18

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則 (") 18

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則 (") 19

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体 19

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 19

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体 20

政治資金規正法の規定に基づく指定の取消の届出のあった資金管理団体 21

人委細則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則	21
正 誤	
平成17年5月2日付け島根県報第1,671号中	(消 防 防 災 課) 23
平成17年1月14日付け島根県報第1,641号中	(選挙管理委員会) 23

公布された条例等のあらまし

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則（規則第87号）

1 規則の概要

- (1) 引用する法律の題名を農業近代化資金助成法から農業近代化資金融通法に改めることとした。（第1条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第87号

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。

第8条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

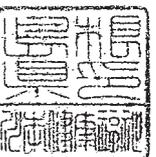
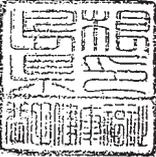
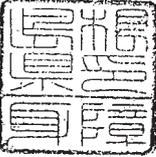
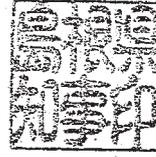
島根県告示第673号

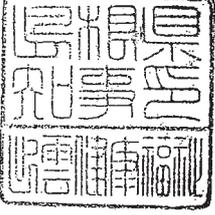
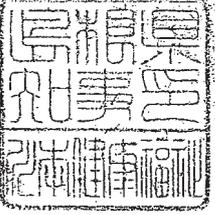
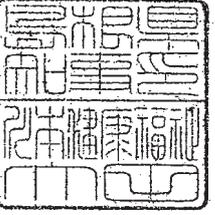
島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定に基づき、島根県印及び島根県知事印の印影等を次のとおり告示する。

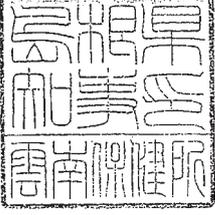
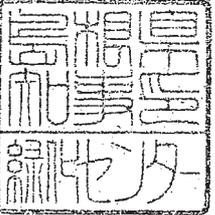
平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	廃止		平成17年3月31日

	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成17年4月1日</p>
	<p>新調</p>	<p>電子計算機により処理する母子寡婦福祉資金事務に関する印影印刷文書専用</p>	<p>平成17年4月1日</p>

	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>
	<p>廃止</p>		<p>平成17年3月31日</p>

	<p>新調</p>		<p>平成17年 4 月 1 日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成17年 4 月 1 日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成17年 4 月 1 日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成17年 4 月 1 日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成17年 4 月 1 日</p>
	<p>新調</p>		<p>平成17年 4 月 1 日</p>
	<p>廃止</p>	<p>ツリーバンク事業に関する文書専用</p>	<p>平成17年 3 月31日</p>

島根県告示第674号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を次のとおり指定したので、告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 株式会社山陰放送
- 2 日本海テレビジョン放送株式会社
- 3 山陰中央テレビジョン放送株式会社
- 4 株式会社エフエム山陰

島根県告示第675号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請者
有限会社 ケミカルクリーンサービス 代表取締役 山本 和豊
松江市学園一丁目5番14号
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
松江市新庄町1200番地ほか
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
不燃性ごみ、可燃性ごみ、焼却灰及び粗大ごみ
- 5 申請年月日
平成16年1月15日
- 6 縦覧場所
島根県松江市大輪町420 島根県松江保健所
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
 - (1) 縦覧期間 平成17年6月3日から同年7月3日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）
 - (2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 8 意見書の提出等
 - (1) 意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。
 - (2) 意見書の提出期限
平成17年7月17日
 - (3) 意見書の提出先
〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第676号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請者

有限会社 ケミカルクリーンサービス 代表取締役 山本 和豊

松江市学園一丁目 5 番14号

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

松江市新庄町1200番地ほか

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず等（自動車等破砕物を含む。）、鋸さい、がれき類、家畜ふん尿、家畜の死体、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に掲げる廃棄物及び廃石綿等

5 申請年月日

平成16年 1 月15日

6 縦覧場所

島根県松江市大輪町420 島根県松江保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 平成17年 6 月 3 日から同年 7 月 3 日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(2) 意見書の提出期限

平成17年 7 月17日

(3) 意見書の提出先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第677号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 正心会	居宅介護支援事業所 つくし	松江市下東川津町251 - 1	平成17年 6月1日
特定非営利活動法人 エプロンの会	エプロンの会	安来市安来町1576	平成17年 6月1日

島根県告示第678号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
浅枝 正浩	脳神経外科	済生会江津総合病院	江津市江津町1551	平成17年5月12日
久保田倍生	外科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成17年5月12日
比良 英司	外科	六日市病院	鹿足郡六日市町大字六日市368 - 4	平成17年5月12日
大山 賢治	内科	済生会江津総合病院	江津市江津町1551	平成17年5月12日
山上 信生	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成17年5月12日

島根県告示第679号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 静和会	居宅介護	特別養護老人ホーム清流園 指定居宅支援事業所	出雲市大津町3529	平成17年 4月28日
社会福祉法人 四ツ葉福祉会	地域生活援助	たんぼぼ南口	松江市朝日町452	平成17年 4月28日
社会福祉法人 いわみ福祉会	地域生活援助	しんまちホーム	浜田市新町20	平成17年 4月28日

島根県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

中村土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 原 茂憲 隠岐郡隠岐の島町元屋211番地
- 岡島 勝信 隠岐郡隠岐の島町中村1455番地
- 的射 利定 隠岐郡隠岐の島町中村1544番地11
- 谷 省三 隠岐郡隠岐の島町中村 7 番地
- 茶山 善博 隠岐郡隠岐の島町元屋446番地 4
- 手嶋 昭男 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地38
- 細井 睦雄 隠岐郡隠岐の島町中村1471番地 1
- 千葉 岩二 隠岐郡隠岐の島町中村1534番地

監事

- 平井 未廣 隠岐郡隠岐の島町中村289番地
- 藤野徳二郎 隠岐郡隠岐の島町中村56番地 2

2 就任年月日

平成15年 7 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 原 茂憲 隠岐郡隠岐の島町元屋211番地
- 長田 章 隠岐郡隠岐の島町中村213番地 2
- 的射 利定 隠岐郡隠岐の島町中村1544番地11
- 谷 省三 隠岐郡隠岐の島町中村 7 番地
- 茶山 善博 隠岐郡隠岐の島町元屋446番地 4
- 手嶋 昭男 隠岐郡隠岐の島町中村1541番地38
- 田中万太郎 隠岐郡隠岐の島町中村304番地
- 岡島 勝信 隠岐郡隠岐の島町中村1455番地

監事

- 平井 未廣 隠岐郡隠岐の島町中村289番地
- 藤野徳二郎 隠岐郡隠岐の島町中村56番地 2

島根県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項で準用する同法第48条第 9 号において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土地改良事業の変更施行に同意した。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
斐川町	若宮地区用排水施設事業（ため池等整備事業）	平成17年 5 月25日

島根県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町毛津字谷尻605、627 - 1、627 - 3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町八幡原字蛇見972、973、字米山990、字空田991、992

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市大社町杵築東字真名井11 - 3、大社町修理免字地真赤1796 - 1 から1796 - 4 まで、字地真赤下1797、1798 - 1、1799

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第685号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

那賀郡金城町大字長田イ381 - 1、イ381 - 3、イ382

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第686号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

那賀郡三隅町大字井野口576から口579まで、口635、ハ1050、ハ1177 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第687号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市大社町宇竜字中ツラ624 - 3、626 - 2

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第688号

平成17年島根県告示第227号で指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を金城町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
郡	町	大字	地番	保安林の権利者	住所
那賀	金城	追原	1975	山田 三郎	東京都世田谷区下馬町2 - 46

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンター サンアイ安来店 島根県安来市飯島町514 - 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社サンイレブン 代表取締役 松原 史明 鳥取県米子市福市1714番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後 8 時

変更後 午後 9 時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前 9 時から午後 8 時30分

変更後 午前 9 時から午後10時

(4) 変更の年月日

平成17年 5 月26日

2 届出年月日

平成17年 5 月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市地域振興部産業振興課 (島根県安来市伯太町東母里580)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第690号

障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 名称及び住所

社会福祉法人桑友

松江市天神町93

2 事務所の所在地

松江市灘町38 - 1

島根県告示第691号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字セト3606番6地先から同字3602番3地先まで	前	メートル 7.20～30.00	メートル 469.00	隠岐支庁 災害防除工事 拡幅
			後	7.20～33.20	469.00	
県 道	横田伯南線	仁多郡奥出雲町大呂457番1地先から同496番3地先まで	前	5.00～11.00	240.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.50～25.00	240.00	
"	"	仁多郡奥出雲町大呂2356番地先から同538番地先まで	前	6.00～13.00	135.00	道路改良工事 拡幅
			後	11.00～23.00	135.00	

島根県告示第692号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	大田桜江線	大田市久利町松代字山根台99番3地先から同町松代字山根臺77番2地先まで	メートル 239.00	平成17年6月3日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
"	久利静間線	大田市長久町延里字浜314番1地先から同町延里字大井後372番2地先まで	446.00	平成17年6月3日		
"	黒沢安城浜田線	那賀郡三隅町大字黒沢276番2地先から同大字273番地先まで	133.00	平成17年6月3日	浜田土木建築事務所	

島根県告示第693号

島根県文化財保存事業費補助金交付要綱（昭和60年島根県告示第1018号）の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 2 項中「経費の交付の事」を「交付の対象である経費の内容及び交付の率」に、「定める事」を「定めること」に改め、同項の表第 1 号交付の対象である経費の内容の欄の 1 中「対象となる事業」の次に「のうち、文化財の保存又は修理」を加え、同号交付の率の欄中

補助事業者が市町村である場合にあっては、国庫補助残額の 2 分の 1 以内。ただし、埋蔵文化財センターの建設事業については、国庫補助額の 2 分の 1 以内
補助事業者が市町村以外の者である場合にあっては、国庫補助残額の 3 分の 1 以内

を

国庫補助残額の 3 分の 1 以内。ただし、世界遺産の登録に必要な事業のうち、補助事業者が市町村である事業については、国庫補助残額の 2 分の 1 以内
--

に改め、同表第 2 号交付の対象である

経費の内容の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 県が指定した文化財の修理、防災、災害復旧又は買上げに要する経費 2 その他文化財を保護するために教育長が必要であると認める事業に要する経費 |
|--|

第 2 条第 2 項の表第 2 号交付の率の欄中「。ただし、4 に係る事業については、補助対象経費の 3 分の 1 以内」を削る。

附 則

この告示は、平成17年 6 月 3 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 6 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年 5 月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 バリアフリー・シネマ&ライフ・ネットワーク
- 3 代表者の氏名
中嶋 春喜
- 4 主たる事務所の所在地
松江市古曾志町567番地362

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者、子ども、日本語の習得が未成熟な外国人に対して、誰もが文化を楽しめるように音声ガイド・字幕のついた映画・演劇等の普及を図る事業及び障害者・高齢者・子ども・外国人とその家族が安心して暮らせるようなサポート事業を行い、もって閉じこもりがちな障害者・高齢者・外国人の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福祉アミーゴの会

3 代表者の氏名

百合澤正志

4 主たる事務所の所在地

松江市宍道町佐々布2130番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする地域の高齢者、児童、障害者及びその家族に対して、相互扶助の精神にもとづき介護、育児支援、就労支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づき、平成17年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

平成17年 9 月 7 日 (水) 13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者及び調理師法施行規則 (昭和33年厚生省令第46号) 附則第 3 項の各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設 (継続して 1 回20食以上又は 1 日50食以上を調理して供与するものであること。) 又は営業 (飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業) において、 2 年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所健康増進グループ又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、160円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本 (学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合)

(3) 受験手数料

6,100円 (島根県収入証紙で納入すること。)

(4) 受験願書等の提出期間

平成17年 7 月 4 日 (月) から平成17年 7 月22日 (金) まで (郵送の場合は、平成17年 7 月22日 (金) までの消印のあるものに限る。)

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成17年 8 月26日頃に送付する。

7 合格者の発表

平成17年10月 7 日に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともに、その受験番号を島根県のホームページに登載する。また、平成17年10月 7 日以降に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ずあて先明記の返信用封筒を同封すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市飯島町字藤木262番4 ほか1筆

面積 1,251.73平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

住友林業株式会社

代表取締役 植田晃博

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月3日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第18号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条の4中「20」を「36」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

第11条中「前2条の規定により」を「第10条から第10条の3までの規定により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月3日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第19号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「20」を「36」に改める。

第18条の2中「前2条の規定により」を「第17条及び第18条の規定により」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試

験規則（平成17年文部科学省令第 1 号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6 月 3 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第20号

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 4 項中「20」を「36」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 7 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第 1 号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学前に行ったものを含む。）を当該生徒の在学する高等部等における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
佐藤あきお島根後援会	浅野 俊雄	岡本 昭二	松江市西嫁島 1 - 3 - 17
北里としあき島根県後援会	森山 健一	松原 成克	松江市内中原町140 - 2
はまぐち和久と未来を創る会	久保田 龍	門脇 光男	松江市大正町446 - 23

島根県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党松江支部	代 表 者	福田 正明	細田 重雄
	会計責任者	後藤 暎一	中村 晴洋
民主党島根県第2区総支部	代 表 者	石田 良三	森山 益吉
民主党島根県第1区総支部	主たる事務所 の所在地	松江市大正町446 - 23	松江市大正町451
民主党島根県総支部連合会	主たる事務所 の所在地	松江市大正町446 - 23	松江市大正町451
自由民主党匹見町支部	代 表 者	藤谷 一剣	山崎 一美
日本共産党島根県西部地区委員会	代 表 者	平田 守	竹下 逸郎
	会計責任者	佐々木忠且	森 一幸

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
山本敏熙後援会	代 表 者	矢尾井総一	山本 斉
	会計責任者	山本 和子	矢尾井総一
中村敏之後援会	代 表 者	井上 嘉治	大西 健吉
山本誉後援会	代 表 者	寺岡 隆教	盆子原 勲
大畑茂三郎後援会	代 表 者	吉村 直喜	大畑 仁喜
	会計責任者	大畑 仁喜	大畑 茂
井田徳義後援会	会計責任者	石川 幸男	工藤 保治
島根県土地家屋調査士政治連盟	代 表 者	榎野 裕	曾田 哲男
島根県理容政治連盟	主たる事務所 の所在地	松江市大輪町420 - 1	松江市西津田2 - 15 - 5
	代 表 者	池上 良一	加藤 延治
	会計責任者	池上 良一	加藤 延治
野津貞夫後援会	主たる事務所 の所在地	八束郡東出雲町大字揖屋町689 - 16	八束郡東出雲町大字揖屋町939 - 3
木佐宏後援会	主たる事務所 の所在地	平田市平田町1575	平田市国富町328 - 1
	代 表 者	玉木 操	木佐 乙代
山根昊一郎後援会	代 表 者	古田 明	山根 嘉光
	会計責任者	山根 殷福	難波 竜平

島根県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	解散年月日
自由民主党島根県益田市・美濃郡第二支部	平成15年 7 月25日
自由民主党島根県出雲市第四支部	平成15年11月25日
自由民主党島根県平田市第二支部	平成15年12月 9 日

2 その他の政治団体

名 称	解散年月日
大 森 義 明 後 援 会	平成14年12月30日
竹 内 は じ め 後 援 会	平成15年 9 月16日
糸 原 宗 敏 後 援 会	平成15年 9 月16日
石 原 茂 を 励 ま す 会	平成15年 9 月16日
山 口 元 後 援 会	平成15年12月 9 日

島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき指定の取消の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 6 月 3 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
山口 弥	島根県議会議員	山口元後援会	平田市西平田町111 - 1	山口 弥

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成17年 6 月 3 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 2 号

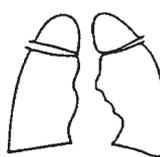
職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号(第5条関係)

担当医師へのお願い
この欄と写真にかけて
捺印をしてください。

 写 真 6ヵ月以内に撮影したものを貼付してから上記割印欄に担当医師の捺印を受けること。	健 康 診 断 書				島根県人事委員会	
	(ふりがな)		生年月日	年	月	日生
	氏 名			満	歳	
現住所						
健 康 状 態	(現在、自覚している身体の調子を記入してください)					
視 力	右	(.)	色 覚	X線検査		
	左	(.)		 直接番号第 号 間接番号第 号		
聴 力	右	1,000Hz	(所見)			
		4,000Hz	(所見)			
	左	1,000Hz	(所見)			
		4,000Hz	(所見)			
血 圧	最高	mmHg	心電図			
	最低	mmHg				
総合所見 1 就業(可・不可) 2 就業上の注意事項						
上記のとおり診断する。 年 月 日 実施機関の所在地及び名称 医師氏名						

- (注) 1 印の欄は、本人が漏れなく正確に記入してください。
 2 印の欄の検査は、警察官、少年補導職員及び交通巡視員の採用希望者のみ検査を受けてください。
 印の欄の検査は、警察官及び電気職の採用希望者のみ検査を受けてください。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成17年 5 月 2 日付け島根県報第1,671号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から10	ケーブルテレビ	CATV

平成17年 1 月14日付け島根県報第1,641号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
24	日本行政書士政治連盟島根県支部の項 中	代 表 者	会計責任者

